

財務省 同時発表

平成 28 年 3 月 25 日

韓国産及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関し、
不当廉売の事実及び本邦の産業に与える損害等の事実を推定する仮の
決定をしました

経済産業省及び財務省は、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム(注)に関し、不当廉売関税の課税の可否に関する調査を実施してまいりました。不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付で仮の決定をいたしました。

1. これまでの経緯

経済産業省及び財務省は、昨年 4 月 3 日にカリ電解工業会から「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面」が提出されたことを受け、昨年 5 月 26 日より、当該不当廉売関税の課税の可否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。

(注)水酸化カリウムは、水に溶解した液体品若しくは白色片状の固形物。主な用途は、炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹼や洗剤の原料など。

2. 調査概要

調査において、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、大韓民国及び中華人民共和国の供給者等に対する客観的な証拠の収集等を行った結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付で仮の決定をいたしました。
(本日付告示)

3. 今後の予定

今後は、仮の決定に対する利害関係者からの証拠の提出、意見の表明の機会を設けるとともに、WTO 協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づいて引き続き調査を行います。これらを踏まえ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断することとなります。

(参考)なお、調査の経緯等に関する詳細な内容については、下記の URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/izen.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長 太田

担当者: 長田

電話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

03-3501-0992(FAX)

製造産業局化学課長 茂木

担当者: 小池

電話:03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)

03-3580-6348(FAX)